

食安輸発1006第1号

平成22年10月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成22年9月30日付け食安輸発0930第20号）により実施しているところですが、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第181号）」に基づき、本日からEPNの改正後の基準値が適用されることから、韓国産ミニトマト及びその加工品（簡易な加工に限る。）の検査を受けることを命ずる具体的理由について、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。